

またまゐりて、劔璽を入奉るべきに、おのゝういしてさふらはれよといふと見てければ、いとあやしうおぼえて、宮にかたり聞えけれど、いかでかさほどの事あらんとおぼしもよらで、つひに御ぐしをさへおろし給て、この世の御望みはたちはてぬる心ちして物したまへるに、このみだれ久承いできて、一院鳥羽の御ぞうは、みなさまにさすらへ給ひぬれば、おのづからちいさきなど残給へるも、世にさし放たれて、さりぬべき君もおはしまさぬにより、あづまよりのおきてにて、かの入道のみやの御子の後堀河院十になり給ふを、承久三年七月九日、俄に御位につけ奉る、父の宮をば、太上天皇になし奉りて、法皇と聞ゆ、いとめでたくよこさまの御幸ひおはしける宮なり、

〔愚管抄後堀河〕承久三年八月十六日、天皇高倉御尊號あり、日本國に此例いまだなきにや、漢高祖の父太公の例を、是には似たるべきなど、世に沙汰しける、

〔五代帝王物語〕後堀河院、位に即せ給べきに定て、關東より馳せのぼりて申ければ、後高倉の法皇守貞は、折ふし持佛堂にわたらせ給ひけるが、後世の障となるべし、ふつとかなふまじきと仰有けるを、北白河院守貞のいかにかゝる事をば思食さるゝぞ、宮々の御ためも、旁めでたかるべし、子細あるまじと申勸めまゐらせて、御領掌有けり中さて法皇は太上天皇の尊號ありて、世をしろしめす、

〔椿葉記〕かやうに申も片はら痛く人笑はれなるべけれど、さりとては昔の院號の例を申さば、小一條の院、それは東宮にてわたらせ給へば子細に及ばず、守貞の親王は、後堀河院踐祚ありて、かの親王法體にてましませども、やがて太上天皇の尊號を奉られて、後高倉の院と申中されば、上古より帝王の父として、無品親王にてはてたるためしなれば中古例に任せて、院號の御さたどもあるべき事にて侍れども、不肖の身、中々微望をいたすに及ばず、終には又追號のさた